

# 職場における受動喫煙防止対策（禁煙時間、喫煙場所の設定）について

令和4年1月20日 西日本総合コンサルタント(株)

当社では、職場における受動喫煙防止対策として禁煙時間について、移行期間でありましたが、下記のとおり令和4年3月1日から本格導入の施行を行いましたのでお知らせします。

## 1. 目的

社員が勤務する職場内において社員多数の者の望まない受動喫煙を防止するために労働安全衛生法に掲げる、職場における社員の安全と健康の保護を目的として、禁煙時間の設定及び喫煙場所の設定を行う。

## 2. 禁煙時間

社員の受動喫煙を防止するため、下記の時間帯においては禁煙時間とする。

- ① 8時30分～10時
- ② 10時15分～12時
- ③ 13時～15時
- ④ 15時15分～17時30分

## 3. 喫煙場所

社員の受動喫煙を防止するため、下記の場所を喫煙場所とし、それ以外は禁止する。

- 喫煙場所 屋根付き車庫西側・喫煙所

## 4. 施行

本対策については、令和4年3月1日から施行するものとする。

従って、令和4年2月28日までは、移行期間とする。

なお、喫煙者は、適切な喫煙所の使用方法及び清掃等を行ってください。

## ～ 受動喫煙対策・禁煙時間の導入 ～

令和4年3月1日施行  
西日本総合コンサルタント株式会社



**時間帯禁煙**  
No Smoking Hours

### 禁煙時間

- ① 8時30分～10時
- ② 10時15分～12時
- ③ 13時 ～15時
- ④ 15時15分～17時30分

※ この禁煙時間帯でタバコ喫煙はできません。  
全社員のご協力をよろしくお願いいたします。

